

2015年 1月28日

広島大学理事（財務・総務担当）

松ヶ迫 和峰 様

広島大学教職員組合
執行委員長 吉田 修



がん診療業務従事職員等への手当支給の要求について

貴職の日頃の奮闘と当組合活動へのご理解・ご協力に敬意を表します。

さて、広島大学病院においてがん診療業務に従事している職員等につきまして、2015年4月1日より、下記のように職務付加手当（業務的付加）を新たに支給または引き上げることを要求します。

つきましては、2015年2月27日（金）までに文書で回答をお願いします。

記

1. 要求内容

(1) 新たな職務付加手当（業務的付加）の支給について

がん専門薬剤師 月額 3,000円

放射線治療専門放射線技師 月額 3,000円

認定臨床微生物検査技師 月額 3,000円

(2) 職務付加手当（業務的付加）の引き上げについて

放射線取扱主任者 月額 6,000円（現行月額3,000円）

2. 理由

広島大学病院は厚生労働省の「都道府県がん診療連携拠点病院」の指定を受けていますが、がん診療にあたっては上記資格者を確保し、診療の質を維持及び高めることが不可欠です。そのためには、それら高度な専門性を有する職員に対して相応の給与処遇が求められると考えます。

この度、国立病院機構において、2015年4月1日より「がん専門薬剤師」「放射線治療専門放射線技師」「認定臨床微生物検査技師」に対して新たな手当の支給（いずれも月額3,000円）が正式に決定したとの情報を入手しました。これら薬剤・放射線・検査の3資格者について、国立病院機構と同程度の手当を広島大学においても支給することが妥当と考えます。

また、「放射線取扱主任者」については月額3,000円の職務付加手当が支給されていますが、これまでも当該主任者業務の重要さと責任の重さに比べて手当額の低さが指摘されていました。したがって、上記(1)の新たな職務付加手当の支給との関係から月額6,000円とすることを求めます。

以上